

中山間地域等 直接支払制度に 取り組みましょう!

中山間地域での農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や多様な生態系を守るなど、多面的な機能の維持・発揮につながっています。中山間地域等直接支払制度は、平野部に比べると農業生産条件の不利な中山間地域等で行われる農業生産活動を支援する制度です。

日頃、集落で行っている話し合いや草刈り等を、交付金を受けながら取り組んでみませんか?






1 制度のしくみ

本制度の対象地域内の傾斜等の要件を満たす農用地で下記の活動に取り組むと、面積に応じて **交付金** を受けられます。

- * 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結する。
- * 協定にしたがって5年間農業生産活動等を継続する。

2 対象地域 (令和3年8月現在)

右図の着色されている地域が対象です。

5法指定地域	
指定棚田地域	
農林統計上の中間・山間農業地域 (H29年度改正)	
指定棚田地域と農林統計上の中間・山間農業地域の重複地域	
5法指定地域に隣接する地域	

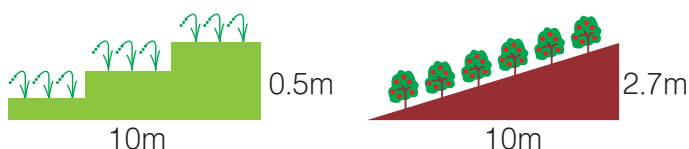


3 対象となる農用地

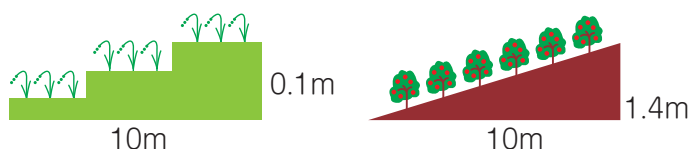
(※) 市町、地域によっては、緩傾斜基準が設定されていない場合があります。

「農振農用地区域」内で、次の傾斜基準等を満たす合計1ha以上のまとまりのある農用地（畦畔を含む）が対象です。

①急傾斜農用地 (田 1/20以上、畑・草地等 15度以上)



②緩傾斜農用地 (田 1/100以上、畑・草地等 8度以上)



4 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

ウラ面もご覧下さい。

5 交付単価 (10a当たり)



作物を栽培しなくても、維持・管理するだけでも交付対象になります！

地目	傾斜区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000円	16,800円
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000円	6,400円
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500円	9,200円
	緩傾斜 (8度以上)	3,500円	2,800円

6 取り組む活動

(1) 「基礎単価」の活動

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等 ・周辺林地の下草刈り ・景観作物の作付け 等
- 多面的機能を増進する活動 ・耕作放棄の発生防止活動 ・水路・農道等の管理活動



(2) 「体制整備単価」の活動

- 集落戦略の作成 集落の現状を踏まえ、協定農用地および集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で地図を使って話し合い、市町の指導を受けながら協定期間中に完成させるものです (様式は、作成しやすいよう基本的に「○」を記入する形式になっています)。



7 交付金の使途

あらかじめ協定書に明記することで、下記の例をはじめ、幅広い用途に使うことができます。

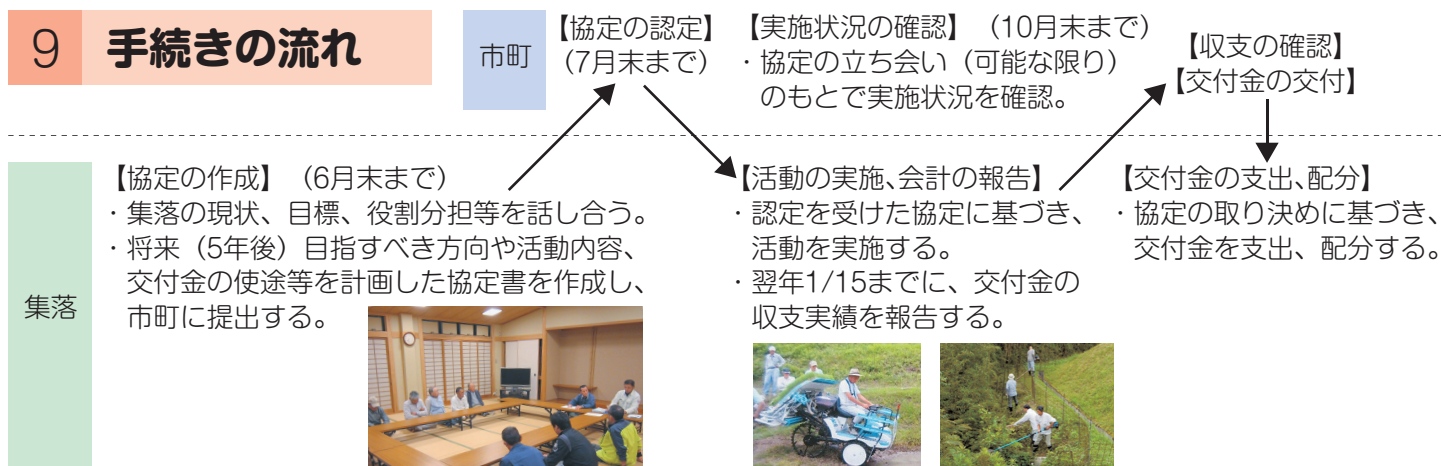
- (例) ①共同利用の機械の購入 (積立も可能) ②鳥獣害防護柵設置の資材代などの物品購入
③共同取組活動に参加した方への日当 ④農用地の面積に応じた個人配分



8 加算措置

より積極的な取組を行う場合、加算措置を受けられます。集落に超急傾斜 (田1/10以上、畑20度以上) の農地がある場合に受けられる「超急傾斜農用地管理加算」をはじめ、「集落機能強化加算」や「生産性向上加算」等が用意されています。詳細は、下記までご相談ください。

9 手続きの流れ



香川県 農政水産部 農村整備課 農村環境グループ

087-832-3879

お問い合わせ先

県もしくはお住まいの各市町の中山間地域等直接支払制度担当課までお問い合わせください。

◎高松市農林水産課

☎087-839-2422

◎土庄町農林水産課

☎0879-62-7007

◎坂出市産業課

☎0877-44-5012

◎小豆島町農林水産課

☎0879-82-7026

◎観音寺市農林水産課

☎0875-23-3931

◎三木町農林課

☎087-891-3308

◎さぬき市農林水産課

☎087-894-1116

◎綾川町経済課

☎087-876-5282

◎東かがわ市農林水産課

☎0879-26-1303

◎多度津町産業課

☎0877-33-1113

◎三豊市農林水産課

☎0875-73-3040

◎まんのう町農林課

☎0877-73-0105